

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団特定費用準備資金取扱規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）
第11条第3項の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
 - (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
 - (3) 特定費用準備資金等 上記（1）及び（2）を総称する。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

- 第3条 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団（以下「財団」という。）が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。
- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

- 第4条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
 - 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第6条 財団が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- （1）その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- （2）その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

（特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等）

第7条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

（特定費用準備資金等の公表）

第8条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第49条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

（特定費用準備資金等の経理処理）

- 第9条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

（その他）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団の設立の登記の日から施行する。